

公 印 省 略

6 こ 未 第 1 1 3 7 号

令 和 6 年 1 0 月 2 5 日

公益社団法人福岡県薬剤師会長 殿

福 岡 県 福 祉 労 働 部 長

(こども未来課)

ひとり親家庭等医療費支給事業費県費補助金交付要綱の一部改正について

本県の福祉行政の円滑な推進につきましては、平素より格別の御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、ひとり親家庭等医療費支給事業費県費補助金交付要綱の一部を改正しましたので、下記のとおり通知します。

記

1 改正内容

児童扶養手当法施行令の改正に伴う条ずれを改正するもの。

2 送付書類

ひとり親家庭等医療費支給事業費県費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

ひとり親家庭等医療費支給事業費県費補助金交付要綱 (改正後)

ひとり親家庭等医療費支給事業費県費補助金交付要綱 新旧対照表

(問い合わせ先)

福岡県福祉労働部こども未来課

ひとり親家庭支援係 山口・中山

TEL 092-643-3257

FAX 092-643-3765

ひとり親家庭等医療費支給事業費県費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

ひとり親家庭等医療費支給事業費県費補助金交付要綱の一部を別紙新旧対照表のとおり改正する。

附 則  
(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

## ひとり親家庭等医療費支給事業費県費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに父母のない児童の保健の向上と福祉の増進を図るため市町村が条例等の規定により行うひとり親家庭等医療費支給事業に対する県費補助金の交付に関し、福岡県補助金等交付規則(昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- (4) 国家公務員共済組合法(昭和37年法律第128号)
- (5) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
- (6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

2 この要綱において、「対象者」とは、県内の市町村の区域内に住所を有する者であって別表に掲げる者をいう。

3 この要綱において、「ひとり親家庭等医療費」とは、対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に要する費用(以下「医療費」という。)のうち医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団及び後期高齢者医療広域連合が負担すべき額(国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額)が医療費の額に満たないときは、その満たない額に相当する額(食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額は含まない。以下「自己負担分相当額」という。)をいう。ただし、当該医療費のうち、医療機関(薬局を除く。また、歯科診療と歯科診療以外の診療を併せて行う場合は、歯科診療と歯科診療以外の診療は、別の医療機関とみなす。)ごとに次に規定する額は除く。

- (1) 入院の場合 1日につき500円(ただし、1月につき3,500円を限度とする。)
- (2) 前号に規定するもの以外の場合 1月につき800円(ただし、自己負担分相当額が800円に満たない額の場合は、当該額。)

4 この要綱において、「審査支払機関」とは、国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)及び社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)をいう。

(補助対象事業)

第3 この県費補助金の交付の対象となる事業は、条例等の規定により市町村が行うひとり親家庭等医療費支給事業とする。

(補助対象経費、補助率及び対象期間)

第4 この県費補助金の交付の対象となる経費及びその補助率は、次の表のとおりとする。

市町村	補助対象経費		補助率
地方自治法（昭和22年法律67号）第252条の19第1項の指定都市を除く市町村	医療費	条例等の規定により支給したひとり親家庭等医療費に要する経費	1 / 2
	事務費	ひとり親家庭等医療費の審査支払事務を審査支払機関に委託した場合の審査支払手数料として要した経費	
地方自治法（昭和22年法律67号）第252条の19第1項の指定都市	医療費	条例等の規定により支給したひとり親家庭等医療費に要する経費	

2 医療費に係る補助金の交付は、前項に掲げる表の医療費の補助対象経費(寄付金その他の収入が場合にはこれを控除した額とする。)に補助率欄に規定する補助率を乗じて得た額とする。

3 事務費の補助基準単価については、知事が別に定めた額とし、事務費の補助金の交付額は、補助基準額（補助基準単価に審査支払件数を乗じて算出する額）と補助対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額を選定し、補助率欄に規定する補助率を乗じて得た額とする。なお、事務費の補助基準単価のうち審査支払手数料に係る知事が定めた額とは、次に掲げる額を比較して最も少ない額とする。

(1) 市町村が支払基金に委託した場合の審査支払手数料の平均手数料

(2) 市町村が国保連に委託した場合の審査支払手数料の単価

4 市町村が次に掲げる返還金等を受けた場合は、補助対象経費から控除するものとする。

(1) 対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたことに伴い返還された額

(2) 偽りその他不正の手段によりひとり親家庭等医療費の支給を受けたものから返還された額

(3) ひとり親家庭等医療費支給事業に係るその他の収入の額

5 補助金の対象となる期間は、補助金の交付決定のあった年度の4月1日から3月31日までとする。

(補助金の交付条件)

第5 この県費補助金の交付には、規則によるもののほか、次の条件が付されるものとする。

(1) 市町村長は、補助対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした補助金等調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておくこと。

(補助金の交付申請)

第6 市町村長は、規則第3条の規定により、次に掲げる書類を添え、ひとり親家庭等医療費支給事業費県費補助金交付申請書を、別に定める期日までに知事に提出しなければ

ならない。

- (1) 補助金対象事業に係る市町村の歳入歳出予算書抄本
- (2) 補助対象事業に係る市町村の条例等の写し
- (3) その他知事が必要と認める書類  
(補助金の変更交付の申請)

第7 市町村長は、県費補助金の交付決定後の事情の変更により、変更交付の申請を行う場合は、次に掲げる書類を添え、ひとり親家庭等医療費支給事業費県費補助金変更交付申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る市町村の歳入歳出予算書抄本
- (2) 補助対象事業に係る市町村の条例等の写し(第6による申請をした後において、条例等が改正された場合に限る。)
- (3) その他知事が必要と認める書類  
(補助金の交付決定及び通知)

第8 知事は、規則第4条の規定により、予算の範囲内で県費補助金の交付額を決定し規則第6条の規定により、ひとり親家庭等医療費支給事業費県費補助金(変更)交付決定通知書をもって、市町村に通知する。

(補助金の交付)

第9 知事は、事業の運営上必要があると認めるときは、当該事業の実施状況を勘案して第8による県費補助金の交付決定額の全部又は一部を概算交付するものとする。

2 市町村長は、前項の県費補助金の交付を受けようとするときは、請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10 市町村長は、規則第13条の規定により、次に掲げる書類を添え、ひとり親家庭等医療費支給事業費県費補助金実績報告書を翌年度の5月末日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金対象事業に係る市町村の歳入歳出決算見込書抄本
- (2) ひとり親家庭等医療費県費補助金精算書
- (3) その他の知事が必要と認める書類  
(補助金の額の確定等)

第11 知事は、規則第14条の規定により、県費補助金の額を確定し、ひとり親家庭等医療費支給事業費県費補助金交付額確定通知書を持って、市町村に通知する。

(状況報告)

第12 市町村長は、規則第11条の規定により、毎月の事業状況を翌月20日までに知事に報告しなければならない。

(書類の様式)

第13 この要綱の施行に関し必要な書類の様式は、次のとおりとする。

- (1) 補助金等調書 様式第1号
- (2) ひとり親家庭等医療費支給事業費県費補助金交付申請書 様式第2号
- (3) ひとり親家庭等医療費支給事業費県費補助金変更交付申請書 様式第3号

- |                                   |       |
|-----------------------------------|-------|
| (4) ひとり親家庭等医療費支給事業費県費補助金交付決定通知書   | 様式第4号 |
| (5) ひとり親家庭等医療費支給事業費県費補助金変更交付決定通知書 | 様式第5号 |
| (6) 請求書                           | 様式第6号 |
| (7) ひとり親家庭等医療費支給事業費県費補助金実績報告書     | 様式第7号 |
| (8) ひとり親家庭等医療費支給事業費県費補助金交付額確定通知書  | 様式第8号 |
| (9) ひとり親家庭等医療費支給事業状況報告書           | 様式第9号 |
- (補 則)

第14 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和58年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和60年8月1日から適用する。

(施行期日)

1 この要綱は、昭和60年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和60年7月31日以前において認定の申請をしている者でその後認定を受けた者及び同日において認定を受けている者の同年8月から昭和61年7月までの母子家庭等医療費の受給資格の認定については、昭和60年8月31日までに申請のあったものに限って改正後の母子家庭等医療費支給事業費県費補助金交付要綱別表の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 改正後の母子家庭等医療費支給事業費県費補助金交付要綱別表の2の(9)の規定は、この要綱の施行後に母子家庭等医療費の支給要件に該当するに至ったものの当該母子家庭等医療費の認定の申請について適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年3月27日から施行し、改正後の母子家庭等医療費支給事業費県費補助金交付要綱の規定は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年2月1日から施行し、改正後の母子家庭等医療費支給事業費県費補助金交付要綱の規定は、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年6月20日から施行し、改正後の母子家庭等医療費支給事業費県費補助金交付要綱の規定は平成6年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行し、改正後の母子家庭等医療費支給事業費県補助金交付要綱の規定は平成10年1月1日から適用する。ただし、改正規定中様式第9号に係る部分は、平成9年9月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第4の2の改正規定は、平成13年1月6日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年8月26日から施行する。ただし、母子及び寡婦福祉法及び児童扶養手当法施行令に係る部分は、平成15年4月1日から、第4の1中事務費に係る部分は、平成15年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。ただし、改正後の様式第9号については、平成18年12月事業分から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年10月1日から施行し、改正後のひとり親家庭等医療費支給事業費県費補助金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）第2の2別表2（2）の規定は、平成20年4月1日から適用する。ただし、改正後の様式第9号については、平成20年10月事業分から適用する。
- 2 施行日から平成22年9月30日までの間に行われる診療分に限り、改正前の母子家庭等医療費支給事業費県費補助金交付要綱第2の2の規定による対象者であった一人暮らしの寡婦（施行日以後、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による医療を受けることができる者及び前年の所得が児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第2条の4第2項に規定する額を超える者は除く。）については、引き続き改正後の要綱第2の2に規定する対象者とみなして、改正後の要綱の規定を適用する。この場合において、改正後の要綱第2の3（1）中「入院の場合 1日につき500円（ただし、1月につき3,500円を限度とする。）」とあるのは、平成20年10月1日から平成21年9月30日までの間は、「入院の場合 1月につき12,000円（ただし、自己負担分相当額が12,000円に満たない額るときは、当該額）」と、平成21年10月1日から平成22年9月30日までの間は、「入院の場合 1月に

つき24,000円（ただし、自己負担分相当額が24,000円に満たない額の場合は、当該額。）と、改正後の要綱第2の3（2）中「前号に規定するもの以外の場合 1月につき800円（ただし、自己負担分相当額が800円に満たない額の場合は、当該額。）」とあるのは、平成20年10月1日から平成21年9月30日までの間は、「前号に規定するもの以外の場合 1月につき1,000円（ただし、自己負担分相当額が1,000円に満たない額の場合は、当該額。）」と、平成21年10月1日から平成22年9月30日までの間は、「前号に規定するもの以外の場合 1月につき2,000円（ただし、自己負担分相当額が2,000円に満たない額の場合は、当該額。）」とする。

附 則

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。ただし、改正後の様式7号については、平成23年2月事業分から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

別表

## ひとり親家庭等医療費支給対象者

- 1 医療保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者又は被扶養者であって次の各号のいずれかに該当する者
  - (1) 母子家庭の母  
母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する配偶者のいない女子（以下「配偶者のいない女子」という。）であって18歳未満の児童（4月2日以降翌年3月31日までの間に18歳に達する者を含む。以下同じ。）を現に扶養している者をいう。
  - (2) 父子家庭の父  
母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項で定めるもの（以下「配偶者のない男子」という。）であって18歳未満の児童を現に扶養している者をいう。
  - (3) 児童  
母子家庭の母又は父子家庭の父に現に扶養されている18歳未満の児童（6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。以下同じ。）をいう。
  - (4) 父母のない児童  
法附則第3条に規定する父母のない児童のうち18歳未満の児童をいう。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は対象者から除くものとする。
  - (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）により保護を受けている者。
  - (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）により医療支援給付を受けている者。
  - (3) 母子家庭の母の前年の所得（1月から9月までの間に受ける医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。）が児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。）第2条の4第2項に規定する額以上であるときの当該母子家庭の母及びその児童。
  - (4) 母子家庭の母の配偶者又は民法第877条第1項に定める扶養義務者でその母と生計を一にするものの前年の所得が施行令第2条の4第7項に規定する額以上であるときの当該母子家庭の母及びその児童
  - (5) 父子家庭の父の前年の所得が施行令第2条の4第2項に規定する額以上であるときの当該父子家庭の父及びその児童。
  - (6) 父子家庭の父の配偶者又は民法第877条第1項に定める扶養義務者でその父と

生計を一にするものの前年の所得が施行令第2条の4第7項に規定する額以上であるときの当該父子家庭の父及びその児童。

(7) 父母のない児童を養育する者の配偶者又はその養育者の生計を維持する民法第877条第1項に定める者の前年の所得が施行令第2条の4第7項に規定する額以上であるときの当該父母のない児童

(8) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項第1号ロ若しくはニに該当し、かつ、母がない児童、同項第2号ロ若しくはニに該当し、かつ、父がない児童又は施行令第2条の3に規定する児童（以下「父母が死亡した児童等」という。）を養育する者の前年の所得が施行令第2条の4第6項に規定する額以上であるときの当該父母が死亡した児童等。

(9) 父母のない児童のうち前号で規定する父母が死亡した児童等を除いた児童を養育する者の前年の所得が、施行令第2条の4第2項に規定する額以上であるときの当該父母のない児童。

3 前項第(3)から(9)までに規定する所得は、施行令第4条第1項及び第2項の規定により算出した額とする。

ひとり親家庭等医療費県費補助金交付要綱 新旧対照表

改 正 (案)	現 行
<p>第1～14条 (略)</p> <p>別表</p> <p style="text-align: center;">ひとり親家庭等医療費支給対象者</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は対象者から除くものとする。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)により保護を受けている者。</p> <p>(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)により医療支援給付を受けている者。</p> <p>(3) 母子家庭の母の前年の所得(1月から9月までの間に受ける医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。)が児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。)第2条の4第2項に規定する額以上であるときの当該母子家庭の母及びその児童。</p> <p>(4) 母子家庭の母の配偶者又は民法第877条第1項に定める扶養義務者でその母と生計を一にするものの前年の所得が施行令第2条の4第7項に規定する額以上であるときの当該母子家庭の母及びその児童</p> <p>(5) 父子家庭の父の前年の所得が施行令第2条の4第2項に規定する額以上であるときの当該父子家庭の父及びその児童。</p> <p>(6) 父子家庭の父の配偶者又は民法第877条第1項に定める扶養義務者でその父と生計を一にするものの前年の所得が施行令第2条の4第7項に規定する額以上であるときの当該父子家庭の父及びその児童。</p> <p>(7) 父母のない児童を養育する者の配偶者又はその養育者の生計を維持する民法第877条第1項に定める者の前年の所得が施行令第2条の4第7項に規定する額以上であるときの当該父母のない児童</p> <p>(8) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条第1項第1号ロ若しくはハに該当し、かつ、母がない児童、同項第2号ロ若しくはハに該当し、かつ、父</p>	<p>第1～14条 (略)</p> <p>別表</p> <p style="text-align: center;">ひとり親家庭等医療費支給対象者</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は対象者から除くものとする。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)により保護を受けている者。</p> <p>(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)により医療支援給付を受けている者。</p> <p>(3) 母子家庭の母の前年の所得(1月から9月までの間に受ける医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。)が児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。)第2条の4第2項に規定する額以上であるときの当該母子家庭の母及びその児童。</p> <p>(4) 母子家庭の母の配偶者又は民法第877条第1項に定める扶養義務者でその母と生計を一にするものの前年の所得が施行令第2条の4第8項に規定する額以上であるときの当該母子家庭の母及びその児童</p> <p>(5) 父子家庭の父の前年の所得が施行令第2条の4第2項に規定する額以上であるときの当該父子家庭の父及びその児童。</p> <p>(6) 父子家庭の父の配偶者又は民法第877条第1項に定める扶養義務者でその父と生計を一にするものの前年の所得が施行令第2条の4第8項に規定する額以上であるときの当該父子家庭の父及びその児童。</p> <p>(7) 父母のない児童を養育する者の配偶者又はその養育者の生計を維持する民法第877条第1項に定める者の前年の所得が施行令第2条の4第8項に規定する額以上であるときの当該父母のない児童</p> <p>(8) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条第1項第1号ロ若しくはハに該当し、かつ、母がない児童、同項第2号ロ若しくはハに該当し、かつ、父</p>

<p>がない児童又は施行令第2条の3に規定する児童(以下「父母が死亡した児童等」という。)を養育する者の前年の所得が施行令第2条の4第6項に規定する額以上であるときの当該父母が死亡した児童等。</p> <p>(9) 父母のない児童のうち前号で規定する父母が死亡した児童等を除いた児童を養育する者の前年の所得が、施行令第2条の4第2項に規定する額以上であるときの当該父母のない児童。</p> <p>3 (略)</p>	<p>がない児童又は施行令第2条の3に規定する児童(以下「父母が死亡した児童等」という。)を養育する者の前年の所得が施行令第2条の4第7項に規定する額以上であるときの当該父母が死亡した児童等。</p> <p>(9) 父母のない児童のうち前号で規定する父母が死亡した児童等を除いた児童を養育する者の前年の所得が、施行令第2条の4第2項に規定する額以上であるときの当該父母のない児童。</p> <p>3 (略)</p>
---	---